

議案第47号

工事請負契約の変更について

治良丸南団地2号棟新築建築工事請負契約について、工事期間を次のとおり変更する。

平成30年5月18日提出

新居浜市長 石川 勝行

工事期間 平成29年9月22日から平成30年7月31日まで

提案理由

治良丸南団地2号棟新築建築工事請負契約について、工事期間を変更するため、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜粋)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。